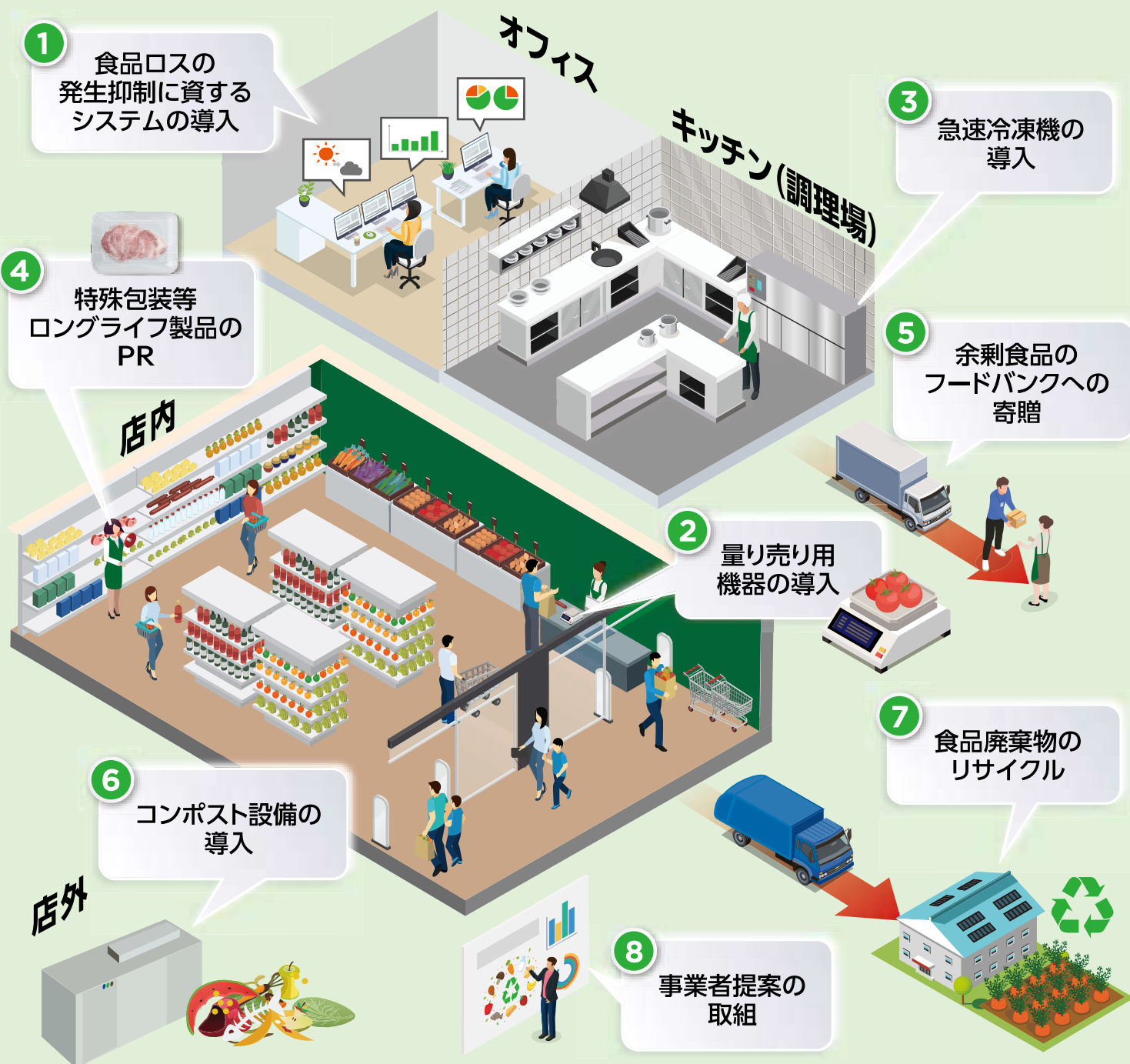


中小小売事業者が取り組む 食品ロス対策費用を補助します!

都内の食品ロス削減を推進することを目的とし、
食品ロスの発生抑制に寄与する機器類の導入や余剰食品のフードバンク寄贈経費など、
メニュー選択式の補助を行います。

小売ロス削減総合対策

店舗における補助金活用のイメージ



公益財団法人 東京都環境公社

東京サーキュラーエコノミー推進センター



東京都

小売ロス削減総合対策

補助対象者	都内で店舗を運営する食品小売事業者(中小企業、中小企業団体又は個人事業主)				
補助対象事業	No.	補助メニュー	補助率	1店舗当たりの補助上限額(万円)	補助対象経費
	1	食品ロスの発生抑制に資するシステム(需要予測、ダイナミックプライシング、フードシェアリング等)の導入支援	1/2	250	システムの導入費及び運用費
	2	食品ロスの発生抑制に資する量り売り用機器の導入支援	1/2	150	量り売り用機器の導入費及び運用費
	3	食品のロングライフ化に資する急速冷凍機の導入支援	1/2	300	急速冷凍機の導入費及び運用費
	4	特殊包装等ロングライフ製品の販売促進に係る普及啓発支援	1/2	50	販売促進に係るPR経費
	5	賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援	10/10	14.4	フードバンクへの寄贈に係る輸送費
	6	食品廃棄物のコンポスト設備の導入支援	1/2	100	コンポスト設備の導入費及び運用費
	7	食品廃棄物のリサイクル支援	1/2	100	焼却費用に対する食品リサイクル費用の上乗せ分
	8	小売ロス削減を目的とした事業者提案に対する支援 ※1から7のメニュー以外のもの	1/2	250	提案事業に要する経費
※事業者当たりの合計交付額の上限は1,500万円					
補助対象の要件	●交付対象となる経費が、国その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。 ●「賞味期限前食品の廃棄ゼロ行動宣言」に掲げた納品期限の緩和等の取組に賛同し、都のホームページ等における情報発信に協力できること。 ●都内における食品ロスの削減又は食品リサイクルの取組であること。等 ※詳細は公募要項等をご参照ください。				
申請受付期間	令和6年5月30日(木曜日)から令和7年12月31日(水曜日)まで				

詳しくは **TOKYO サークュラーエコノミーアクション** のホームページをご確認ください。
<https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/kouri-sogo>



公益財団法人 東京都環境公社

お問合せ先

東京サーキュラーエコノミー推進センター 行動変容支援チーム

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル5階

☎03-6666-9243

受付時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

